

○外務省告示第百二十六号

平成二十六年一月二十八日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、中央アフリカ共和国に対する制裁措置の決定等を内容とする決議第千三百三十四号が全会一致で採択された。

平成二十六年四月八日

外務大臣 岸田 文雄

二十四年一月二十八日に国際連合安全保障理事会がその第七千三百三回会合において採択した決議第千三百三十四号（二十四年）

安全保障理事会は、

中央アフリカ共和国（CAR）に関する従前の決議及び声明、特に決議第千二百一十一号（二十三年）及び決議第千二百一十七号（二十三年）を想起し、

中央アフリカ共和国の主権、独立、統一及び領土保全に対する強い支持を再確認し、干渉、隣及び地域協力の原則の重要性を想起し、

法と秩序の完全な崩壊、法の支配の欠如、宗教的な理由による対象を特定した殺人及び放火により特徴付けられる、中央アフリカ共和国の継続した治安状況の悪化に深い懸念を表明し、中央アフリカ共和国の不安定が中部アフリカ地域及びそれを越えて与える結果に対する重大な懸念を更に表明し、この関連で、国際社会が迅速に対応することの必要性を強調し、

中央アフリカ共和国における攻撃、特に二十三年十二月五日以来バンギで発生している、千人以上が死亡し数十万の人々が国内避難民となり、また、国全体でキリスト教徒とイスラム教徒のコミュニティの間での広範囲な暴力を引き起こした攻撃を非難し、

元セレカ分子及び民兵組織、特に「アンチ・バラカ」として知られるものにより、裁判によらない殺人、強制失踪、恣意的な逮捕及び拘禁、拷問、女性及び児童に対する性的暴力、強姦、児童の徴用及び使用並びに市民に対する攻撃及び礼拝所に対する攻撃に関するものを含む国際人道法に対する多重的かつ増大する違反並びに広範囲の人権侵害が行われていることを引き続き深く懸念し、

制御不可能な状況に陥る可能性、国際法上の重大な犯罪、特に戦争犯罪及び人道に対する罪、そして深刻な地域化の意味合いと共に、暴力と報復の連鎖が強まりそれが国家全体に宗教的及び民族的分断をもたらすことを危険な事態として受け止める、

キンバリープロセス認証制度による中央アフリカ共和国との原石ダイヤモンドの一時的な取引停止に留意し、ダイヤモンドの密輸及び野生生物の密猟を含むその他の天然資源の不法な開発は中央アフリカ共和国における不安定要因であることに懸念を表明し、暫定当局及び国家当局に対し、全ての可能な方法を通じてこれらの問題に対処することを奨励し、

モロッコ王国が平和構築委員会の中央アフリカ共和国国別会合議長に選出されたことを歓迎し、関連する国連による及び地域的な努力を支援する関係者の注意を喚起し約束を持続させる委員会の役割を改めて表明し、

暫定当局が中央アフリカ共和国において文民を保護する主要な責任を有することを想起し、中部アフリカ諸国経済共同体（ECCAS）が、チャド政府の主催で、二十四年一月九日及び十日にンジャメナで開催された中央アフリカ共和国の政治的移行に関する議論の場に、中央アフリカ共和国から政府指導者、暫定国民評議会の構成員及び市民社会の代表を招集するために、活発な指導力を発揮したことを歓迎し、この関連の継続した努力を奨励し、

二十四年一月十五日にルアンダで開催された大湖地域国際会議に参加した国家元首及び政府指導者による、大湖地域の平和、安全、安定及び開発の推進に関する首脳宣言に留意し、

アフリカ主導中央アフリカ国際支援ミッション（MISCA）、その部隊提供国及び仏軍が決議第千二百一十七号の採択直後から文民を保護し治安状況の安定化を支援するために行動していることに對して深い謝意を表明し、部隊の配備を促進するために空輸を行ったパートナーに対して更に謝意を表明し、

宗教コミュニティ間の関係を沈静化させ暴力を防止することに努める上で、国内の宗教当局が国のレベルで果たす役割を歓迎し、地方のレベルでこれらの者の発言権を大きくする必要性に留意し、

BINUCAに対し、その任務を十分に遂行するために更なる財源と知見が与えられる緊急の必要性を強調し、

不処罰と闘う必要性を尊重しつつ、包含的かつ効果的な武装解除、動員解除及び再統合プロセス（DDR）並びに外国の戦闘員の場合は本国帰還（DDR）の必要性を想起し、中央アフリカ共和国において不処罰を終わらせ、国際人道法に違反し人権を侵害した者に正當な裁きを受けさせる必要性を強調し、この関連で、国家の説明責任メカニズムを喚起する必要性を強調し、

決議第二百十七号（二十三年）を想起し、小型武器の違法な移転、不安定化を招く蓄積及び誤用から生じる中央アフリカ共和国の平和と安全に対する脅威に重大な懸念を表明し、BINUCAの一部として中央アフリカ共和国に警護ユニットを展開するとの事務総長の意図に關する二十三年十月二十九日付けの安保理議長書簡を想起し、

欧州連合（EU）の中央アフリカ共和国に対する強い関与、特に二十三年十月二十日及び二十三年十二月十六日の外務理事会の結論及びアフリカ平和とフシリティの枠組みの中でMISCAの展開に資金的に貢献するというEUの決定を歓迎し、

人権理事会が特別会合を開催したことを歓迎し、中央アフリカ共和国の人権状況に関する独立専門家の任命を評価の意を持って留意し、

二十四年一月二十日にブリュッセルで開催された、中央アフリカ共和国の人道活動に関するハイレベル会合で行われた約束を歓迎し、国際社会に対し、中央アフリカ共和国の人道状況に対応するために支援を供与し続けるとの約束に迅速に従うことを奨励し、

二十四年一月二十日に開催された欧州連合理事会の会合で表明されたとおり、欧州連合が中央アフリカ共和国においてMISCAを支援するため一時的な軍事行動を行うことを検討する用意があることを歓迎し、二十四年一月二十一日付けの欧州連合上級代表からの書簡に留意し、

欧州連合による軍事行動の展開を承認する二十四年一月二十二日付けの中央アフリカ共和国暫定当局からの書簡に留意し、

中央アフリカ共和国の事態が地域における国際の平和及び安全に対する脅威を構成していることを決定し、

国際連合中央アフリカ共和国統合平和構築事務所（BINUCA）任務

1. BINUCAの任務を二十五年一月三十一日まで延長することを決定する。

2. BINUCAの任務を以下のとおり強化及び更新することを決定する。

(a) 移行プロセスの実施に対する支援

中央アフリカ、地域及び国際的な全ての利害関係者の間の定期的な意思疎通を特定し、促進し及び調整し、現在進行中の政治プロセス、暫定組織及び当局並びにそれらの実施メカニズムに対する戦略的な助言、技術支援及び支持を提供することにより、憲法秩序の再構築及びリールビル合意の実施を促進すること。

― 暫定当局、関連する利害関係者、地域的な主体及び国際社会と協力して、政治的な移行プロセスを設置及び促進し、プロセスに対する技術的支援を提供するに当たり、主導的な役割を果たすこと。

― 関連する暫定当局及び関連する地域組織と協力し、宗教間の対話及び真実和解メカニズムを通じたものを含め、国及び地方のレベルで和解努力を支援すること。

― 暫定当局を支持し、国家選挙当局と緊急に協力し、女性の効果的な参加を含め、可能な限り早期に、ただし二十五年二月までに、可能な場合は二十四年後半に、自由で公正な選挙を行うために全ての必要な措置をとること。この中には、選挙プロセスのための資金的、技術的及び実施上の必要性に関する緊急的分析の提供を含む。

(b) 紛争予防及び人道支援に対する支持

紛争を予測し、予防し、緩和し及び解決するとともに、人道支援に関する国連の指導原則に従って、安全な、文民主導の人道支援の提供を促進するためのあつせん、信頼醸成及び促進を行うこと。

― 人道支援の調整を補助すること。

(c) 国家権限の延長

国家の全ての領域において国家権限の迅速な回復を促進及び支援すること。

― 基本的な政府機能を果たすための能力を強化し中央アフリカの人々に基本的なサービスを提供するために、技術支援を通じたものを含め、中央アフリカ共和国の政府機関を支援すること。

(d) 治安状況安定化のための支援

― 治安部門統治及び改革（SSR）、法の支配（警察、司法及び矯正を含む）、武装集団に關連する全ての児童を含む戦闘員の武装解除・動員解除・再統合（DDR）― 加えて外国人戦闘員の場合は本国帰還（DDR）―、並びに戦争の残骸である爆発物の除去を含む地雷行動に対する支援のための助言及び技術支援を提供することにより、治安状況の安定化を支援すること。

― 暫定当局と協力し、MISCA及び仏軍と協議の上、DDR及びDDRのための包括的な戦略を策定すること、また、技術支援を通じてのもの並びに地域的及び国際的な利害関係者からの支援を協調させることによるものを含め、その実施を支援すること。

(e) 人権の促進及び保護

― 神の抵抗軍（LRA）によるいかなるものも含め、中央アフリカ共和国全土において行われている国際人道法違反及び人権侵害を監視し、捜査を補助し、理事会に報告し、また、加害者特定のための努力に貢献し、そのような違反及び侵害を防止すること。

― 児童の保護及び女性の保護のためのアドバイザの配置を通じたものを含め、武力紛争下におけるあらゆる形態の性的暴力を含む、特に児童に対する暴力及び虐待並びに女性に対する暴力を監視し、捜査を補助し、理事会に報告すること。

― 技術支援を通じてのものを含め、移行期の正義メカニズムを含む国家司法制度及び国家人権組織の能力強化を支援すること、また、適当な場合は、国際調査委員会及び独立の専門家と協調し、国家の和解努力を支援すること。

(f) 決議第二百二十七号（二十三年）57及び59の規定に従って設置された委員会及び専門家パネルとの協力

― 決議第二百二十七号（二十三年）57の規定に従って設置された委員会及び同決議で設置された専門家パネルの任務執行に関する情報を提供することを含め、その能力の範囲内で、同委員会及び同専門家パネルを支援すること。

(g) 国際的な主体との協調

― 上記の任務を遂行するに当たり、関係する国際的な主体と協調すること。

3. 国連事務総長に対し、この決議の2の規定で定義された任務の全ての側面を十分かつ迅速に実施するとともに任務の分野で国際的な主体と協調する能力を増強するために、BINUCAを至急増強し、提供する財源と知見を大幅に引き上げることが要請し、この関連で、国連事務総長に対し、可能な限り早期に、適切な組織に対して、提言及び必要な財源を提出することを更に要請する。

4. 暫定当局が国家全土において国家の権限を取り戻す必要性を想起し、この文脈で、地方におけるBINUCAの更なる拡大の重要性を強調する。

5. BINUCAと国連カントリチーム及び平和構築委員会（PBC）との緊密な協力の重要性を強調する。

6. 二十四年一月一日にモロッコ王国から警護ユニットの最初の派遣団が展開されたことを歓迎し、国連事務総長に対し、可能な限り早期の段階で警護ユニットの全ての迅速な展開のための準備を加速するよう要請する。

7. BINUCAが、暫定当局及び国家選挙当局と共に、選挙に向けた全ての必要な準備を緊急に行うことの重要性を強調する。

8. 暫定当局が、MISCA及び仏軍と協調し、BINUCAの支援を得て、武装集団に關連する全ての児童を含む戦闘員の武装解除・動員解除・再統合（DDR）及び外国人戦闘員の場合は本国帰還（DDR）のための包括的な戦略を完成させることの重要性を強調し、この関連で、国連事務総長が、遅くとも二十四年三月五日までに提出する報告において国連の支援に關する詳細な提案を行うよう要請することを改めて表明する。

9. 暫定当局に対し、BINUCA及び国際的なパートナーの支援を得て、中央アフリカ共和国における小型武器の不法な移転、不安定化を招く蓄積及び誤用に対処することを要請し、これら小型武器の備蓄の確実かつ効果的な管理、保

- 管及び安全、並びに余剰の、押収された、所有者のない、又は不法に所持されている武器及び弾薬の回収及び／又は破壊を確保することを要請し、このような要素をSSR及びDDR／R計画に取り込むことの重要性を更に強調する。
10. 中央アフリカ共和国全土において行われる国際人道法違反及び人権侵害を監視し、捜査を補助し、理事会に報告する任務を十分に実施するために、国全体を通じてBINUCAの人権監視員を増員して展開し、決議第二百二十一号の10の規定で述べられたとおり、十分な数の児童及び女性保護担当アドバイザーを派遣する緊急の必要性を強調する。
11. 人道支援に関する国連の指導原則に従い、また、全ての人道に関する主体と協調し、BINUCAが安全で文民主導の人道支援の提供を促進する必要性を想起する。
12. 中央アフリカ共和国において、BINUCA、MISCA及び欧州連合による軍事行動の間に、適切な協調メカニズムを直ちに構築する必要性を強調する。
13. 上記の実施を緊密に監視する意図を表明するとともに、この関連で、国連事務総長に対し、最新の情報を理事会に提供することを要請する。
- 政治プロセス
14. 二十十三年一月十一日のリールビル合意、二十十三年四月十八日のンジャメナ宣言、二十十三年五月三日のブラザビルアピール、二十十三年十一月八日にバンギで開催された中央アフリカ共和国に関する国際コンタクトグループ第三回会合で採択された移行憲章及び宣言への支持を強調する。
15. 二十十四年一月二十日に暫定国民評議会によりカトリヌ・サンバ・パンザが新暫定大統領に、アンドレ・ヌザパイエが暫定首相に任命され、暫定政府が形成されたことを更に歓迎する。
16. 暫定当局に対し、安定化、国内の和解及び統一のために引き続き活動することを要請する。
17. 二十十三年十二月十六日の国家選挙当局（NEA）の設立を歓迎し、BINUCAの支持を得て、暫定当局が、女性の参加の確保を含む、自由で公平な選挙を、可能な限り早期に、ただし、遅くとも、二十十五年二月までに、可能な場合は、二十十四年後半に実施することの重要性を強調する。
18. 二十十四年二月二十四日までの和解の枠組みの開始を含む迅速かつ具体的な措置を開始すること、及び、和解促進のために包括的かつ平和裡の国民対話を行うことに関する暫定当局による約束を想起し、BINUCAと緊密に協力の以上、この方向に向けた迅速な行動をとることを要請する。
- 人権及び人道アクセス
19. 二十十三年一月一日以降の、中央アフリカ共和国における全ての当事者による国際人道法及び国際人権法に対する違反並びに人権侵害に関する報告を直ちに諮問するために二十十四年一月二十二日に国際諮問委員会が設置されたことを歓迎し、全ての当事者に対してこの委員会と十分に協力することを要請し、また、BINUCAに対し、適当な場合には、人権理事会の独立専門家及び国際諮問委員会と協力することを奨励する。
20. BINUCAに対し、将来の捜査を支援するために、MISCAと協調して、証拠及び犯罪現場の保存により、暫定当局を支援することを要請する。
21. このような違反及び侵害を行う全ての加害者は責任を負うべきであること、また、このような行為の中には中央アフリカ共和国が締結している国際刑事裁判所（ICC）に関するローマ規程の下で犯罪を構成するものもあることを改めて表明し、二十十三年八月七日及び同年十二月九日のICC検察官による声明を想起する。
22. 元セレカ及びアンチ・バラカ分子を含む、中央アフリカ共和国における武力紛争の全ての当事者に対し、児童の徴用と利用、強姦及び性的暴力、殺人及び傷害、誘拐、学校及び病院に対する攻撃を含む、適用可能な国際法に違反する児童に対する暴力及び虐待を禁止する明確な指令を発出することを要請し、暫定当局に対し、暴力及び虐待の疑いがある場合は、犯罪者に責任を負わせ、そのような違反及び侵害の責任者の治安部門からの排除を確保するために、時宜を得た捜査に関する個別の関与を行い実施するよう更に要請する。
23. 全ての当事者が、武装集団から解放され又は分離された児童を保護し被害者とみなすとの要請を改めて表明し、武装集団と関連のある全ての児童の保護、解放及び再統合に特別の注意を払う必要性を強調する。
24. 元セレカ及びアンチ・バラカ分子を含む中央アフリカ共和国の武力紛争の全ての当事者に対し、性的及び性別に基づく暴力を禁止するよう明確な指令を発出することを要請し、暫定当局に対し、虐待の疑いがある場合は、決議第九百六十号（二十年）及び第二百六十六号（二十十三年）に従い、加害者に責任を負わせるために、時宜を得た捜査に対する個別の関与を行い実施すること、また、性的暴力の被害者による利用可能なサービスへの迅速なアクセスを促進することを更に要請する。
25. 中央アフリカ共和国における武力紛争の全ての当事者に対し、児童と武力紛争担当特別代表及び紛争下の性的暴力担当特別代表と協力するよう要請することを改めて表明する。
26. 暫定当局並びに全ての民兵組織及び紛争当事者、特に元セレカ及び「アンチ・バラカ」に対し、人道支援の提供における中立性、不偏性、人道性及び独立性を含む人道支援に関する国連の指導原則を尊重しつつ、人道組織及び支援要員による迅速な安全かつ妨げられないアクセス、並びに必要な人々に対する人道支援の時宜を得た提供を確保するよう要請する。
27. 継続中の暴力の結果として生じた国内避難民の増加に深い懸念を表明し、これらの人々の基本的なニーズ、特に水、食料及び住居へのアクセスが満たされることを確保する必要性を強調し、増えつつあるニーズに対処するために支援を増加させる必要性を認識しつつも、中央アフリカ共和国において困窮している人々に対して緊急かつ協調された支援を提供する取組を行っている国連の人道機関及びパートナーを賞賛する。
28. 中央アフリカ共和国の中にいる人々及び近隣諸国に逃れた難民の、緊急かつ増加する必要性に応えるために、加盟国に対し、国連の人道アピールに迅速に対応することを要請し、このために、国連人道組織及びパートナーによる人道プロジェクトの迅速な実施を要請する。
29. 国連憲章第七章の下で行動し、以下のとおり決定する。
- 制裁
30. 当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、決議第二百二十七号（二十十三年）57の規定に従って設立された委員会により指定される個人が自国の領域に入国し又は領域を通過することを防止するために必要な措置をとることを決定する。ただし、この規定のいかなるものも、ある国に対して自国民が自国の領域内に入ることを拒否することを義務付けるものではない。
31. 上記30の規定により課される措置は次の場合には適用されないことを決定する。
- (a) 委員会が、宗教上の義務を含む人道上の必要性を理由として、そのような往来が正当化されることを個別の案件に応じて決定する場合
- (b) 入国又は通過が司法プロセス遂行のために必要な場合
- (c) 委員会が、適用除外とすることが中央アフリカ共和国における平和及び国内の和解並びに地域の安定という目的を促進すると個別の案件に応じて決定する場合
32. 当初の期間としてこの決議の採択の日から一年間、全ての加盟国は、自国の領域内に存在する全ての資金、その他の金融資産及び経済資源であって、決議第二百二十七号57の規定に従って設立された委員会により指定される個人若しくは団体により、又は、これらの代理として若しくはそれらの指示により行動する個人若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体により直接的又は間接的に所有され又は管理されるものを遅滞なく凍結することを決定し、また、いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内にいる個人若しくは団体により、委員会により指定される個人又は団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを更に決定する。

33. 32の規定により課される措置は、関係加盟国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用されないことを決定する。

(a)食糧、賃料又は抵当、医薬品及び治療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は国内法に基づき法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサード・ス料のためのみに充てられる支払いであると決定されたものであって、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産又は経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b)臨時経費として必要であると決定されたものであって、そのような決定が関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によって承認された場合

(c)司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであって、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に効力を生じ、委員会によって指定される個人又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国又は関係加盟国により委員会に対し通知されている場合

34. 加盟国は、上記32の規定に従って凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定する。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

35. 上記32の規定の措置は、指定された個人又は団体、そのような個人又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払

いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が直接又は間接に32の規定により指定された個人又は団体が支払いを受け取るものではないと決定した場合であって、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の十作業日前までに通知がなされる場合に限る。

36. 上記30及び32の規定に含まれる措置は、暫定合意を脅かし若しくは侵害する行為を含め、中央アフリカ共和国における平和、安定又は治安を損なう行為、又は自由で公正な民主的選挙に向けた移行を含む政治移行プロセスを脅かし若しくは妨害する行為、又は暴力を助長する行為に関与し又は支援を提供しているとして、委員会により指定された個人及び団体に適用されることを決定する。

37. この関連で、30及び32の規定に含まれる措置は、委員会により指定される以下の個人及び団体に適用されることを更に決定する。

(a)決議第二百二十七号（二千十三年）54の規定により導入された武器禁輸に違反する行為を犯した者、又は、中央アフリカ共和国の武装集団若しくは犯罪ネットワークに対して直接若しくは間接の供給、販売若しくは移転を行った者、又は、中央アフリカ共和国における武装集団若しくは犯罪ネットワークの違反行為に関連する資金調達及び資金支援を含む、武器若しくは関連物資若しくは技術的助言、訓練若しくは支援を受け取った者

(b)関連する国際人権法若しくは国際人道法に違反する行為、又は、性的暴力、文民を標的にした攻撃、民族若しくは宗教に基づく攻撃、学校と病院に対する攻撃、並びに誘拐及び強制移送を含む、中央アフリカ共和国における人権侵害行為の計画、指示若しくは実行に関わった者

(c)適用可能な国際法に違反して、中央アフリカ共和国において紛争下で児童を兵士として徴用し又は利用した者

(d)中央アフリカ共和国において、ダイヤモンド、野生生物及びその製品を含め、天然資源の不法な開発を通じて武装集団又は犯罪組織に対する支援を提供した者

(e)中央アフリカ共和国に対する人道支援の提供、又は、中央アフリカ共和国における人道支援へのアクセス若しくは配布を妨げた者

(f)国連ミッシン又はBINUCA、MISCA、欧州連合の軍事行動及びこれらを支援する他の部隊を含む国際治安行動に対する攻撃を計画、指示、支援又は実行する者

(g)この規定又はこの決議36の規定に従って委員会が指定する団体の指導者、これらの団体に

対して支援を提供し、又はその代理として若しくはその指示により行動する者

38. 中央アフリカ共和国の政界の要人の中には、中央アフリカ共和国における文民に対する暴力及び深刻な人権侵害を計画するアンチ・バラカ及びセレカに対する支援及び指示を行う者がいるとの報告に対して深い懸念を表明し、これらの人物及びその他の全ての者が直ちにこのような行為を停止することを要請し、委員会に対し、これらの者がこの決議36及び37の規定に掲げる行為に関わっている場合には制裁の対象として指定することを緊急の問題として検討するよう指示する。

39. 中央アフリカ共和国の政治的な人物・フランソワ・ボジゼ及びヌールディン・アダムといった前ボジゼ政権及び前ジョトディア政権の幹部を含む一に対し、文民に対するあらゆる攻撃を停止することを自らの支持者に求めるよう要請する。

40. 決議第二百二十七号（二千十三年）54の規定により導入された武器禁輸及び55の規定により導入された措置はこの決議の採択から一年間延長されることを決定し、決議第二百二十七号（二千十三年）54の規定により導入された措置は欧州連合の軍事行動が使用し又はこれを支援することのみを意図した物資には適用されないことを決定する。

41. 委員会の任務はこの決議により課される措置に関して適用されること、並びに、決議第二百二十七号（二千十三年）59の規定に従って設立された専門家パネルの任務はこの決議の採択の日から一年間延長されるとともに、専門家パネルの任務には、指定された個人及び団体並びに上記36及び37の規定における指定基準に合致する個人及び団体に関する情報の提供により委員会を支援することを含めること、並びに、書面による正式な報告書に、指定される可能性の

ある者の氏名、適切な人定情報及び当該個人又は団体が36及び37の規定における指定基準に合致する理由を含めることを決定する。

42. 全ての加盟国に対し、この決議の採択後九十日以内に、決議第二百二十七号54の規定並びにこの決議30及び32の規定を効果的に実施するためにとった措置を報告することを要請する。中央アフリカ共和国における欧州連合軍事行動の任務

43. 中央アフリカ共和国において、欧州連合が、二十四年一月二十一日付けの欧州連合上級代表からの書簡（S/2014/45）で言及されているとおり軍事行動を行うことを承認する。

44. 欧州連合の軍事行動が、限られた能力及び配備地域の範囲内で初期展開から、及び完全な軍事行動の能力の宣言から六ヶ月間、全ての必要な措置をとることを承認する。

45. 欧州連合に対し、中央アフリカ共和国における当該任務の実施について理事会に報告し、その報告を、決議第二百二十七号32の規定で言及されているアフリカ連合による報告と調整することを要請する。

46. 中央アフリカ共和国の近隣諸国を含む加盟国に対し、特に、欧州連合の軍事行動のための車両と部品を含む全ての人員、装備、支給、物資又はその他の物品を妨害又は遅滞なく、中央アフリカ共和国に移送することを促進することにより、欧州連合の行動を支援するための適切な措置をとることを要請する。

47. 中央アフリカ共和国の暫定当局に対して、欧州連合の軍事活動を立ち上げるために、可能な限り早期に、地位協定を締結することを招請する。

48. 中央アフリカ共和国における全ての軍隊が、その任務を執行しつつ、中央アフリカ共和国の主権、領土保全及び統一を十分に尊重し、適用可能な国際人道法、人権法及び難民に関する法律を完全に遵守して行動することの必要性を強調し、この関連で、訓練の重要性を想起する。49. 国連事務総長に対し、この決議の採択後九十日毎にBINUCAによる任務実施状況を安全保障理事会に報告することを要請する。50. この問題に引き続き関与することを決定する。